

契 約 書

地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立がんセンター 総長 古瀬 純司（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、発注者の事業場から排出される感染性廃棄物処理委託（収集・運搬）について、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- (1) 契約の目的 感染性廃棄物処理委託（収集・運搬）
- (2) 業務の内容 別紙感染性廃棄物処理委託仕様書（収集・運搬業務）のとおり
- (3) 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 契約金額 別表1単価表のリットルあたり収集・運搬単価（税抜き）のとおり
- (5) 契約保証金 免除する。
- (6) 代金支払場所 株式会社三井住友銀行横浜支店

（事業範囲）

第2条 廃棄物の積み込み場所及び荷下ろし場所（以下「積み下ろし場所」という。）並びに当該積み下ろし場所における受注者の事業範囲は、別表2のとおりとする。受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本契約書に添付する。

2 発注者が、受注者に収集・運搬を委託する廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

種類 : 特別管理産業廃棄物・特別管理一般廃棄物のうち感染性廃棄物

予定数量 : 2,920,000リットル

3 受注者がこの契約に基づいて収集運搬する廃棄物の最終目的地は、別表3に記載する処分業者（以下「処分業者」という。）の事業場とする。

（発注者及び受注者の責任範囲）

第3条 受注者は、発注者から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第3項に規定する最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反し、又はその過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害の全てについて、受注者が賠償の責めを負うものとする。

3 第1項の業務の過程において、発注者の指図又は発注者の委託の内容（発注者が委託した廃棄物の種類又は性状等による原因のほか、発注者による法令違反を含む。）に起因して、受注者が第三者に損害を及ぼした場合は、その損害の全てについて、発注者が賠償の責めを負うものとする。

4 第1項の業務の過程において、発注者の指図又は発注者の委託の内容（発注者が委託した廃棄物の種類又は性状等による原因のほか、発注者による法令違反を含む。）に起因して受注者に損害が発生した場合は、その損害について、発注者が賠償の責めを負うものとする。

- 5 受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は、発注者にその事由を説明し、かつ、発注者における影響が最小限となるよう努力する。
- 6 発注者及び受注者は発注者が処理を委託する廃棄物を電子マニフェストにより管理しなければならない。

(代金の支払方法)

第4条 各月分を翌月以降に支払うものとし、金額の算定に当たっては第1条第4号に規定により計算された金額と別表1のリットルあたり処分単価（税抜き）により計算された金額の合計に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した総額を、発注者が受注者の適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(履行遅滞)

- 第5条 受注者は、第1条第2号に規定する委託業務を契約期間内に履行することができないときは、発注者が災害その他やむを得ない理由があると認めたときを除き、遅滞日数1日につき当該業務に係る契約金額に遅延日数に応じ、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」で計算した額（以下「遅延利息」という。）を違約金として発注者に支払わなければならない。
- 2 発注者の責めに帰する事由により第4条の支払期限までに代金を支払わない場合は、発注者は受注者に対して前項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、発注者から委託された廃棄物収集・運搬業務の全部又は一部を、他人に委託してはならない。ただし、事前に発注者の書面による承諾を得て、かつ、法令に定める再委託の基準に従って行う場合はこの限りでない。

(権利義務の譲渡)

第7条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

(業務終了報告)

- 第8条 受注者は、この契約に基づく廃棄物の処理業務が終了したときは、直ちに業務終了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、業務終了報告書は、電子マニフェストの運搬終了報告及び処分終了報告をもって代えることができるものとする。

(業務の検査)

第9条 受注者は、前条により報告書を提出した場合、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

- 2 発注者は、前条による報告書の受理後10日以内に検査しなければならない。この場合、受注者に対し、検査に立ち会うことを求めることができる。
- 3 受注者は、前項の検査に立ち会うことを発注者から求められたにもかかわらず、立ち会わなかった場合、検査の結果に対して異議を申し立てることができない。
- 4 受注者は、発注者が業務の実施結果が不合格であると認めたときは、直ちに発注者の指示に従わなければならない。

(報告の徴収及び情報提供)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して廃棄物の処理状況に関する報告を求めることができる。この場合、受注者は発注者からの要求に対し、遅滞なく報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、必要があると認めた場合には、発注者は、受注者の立会いのうえ検査を実施することができる。
- 3 受注者は、必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する情報のほか、廃棄物の適正な処理のために必要な情報を、発注者に対して求めることができる。この場合、発注者は受注者からの要求に応じ、遅滞なく情報を提供しなければならない。

(業務の適正履行)

第11条 受注者は、第1条第2号に規定された委託業務の本旨に従い善良なる管理者の注意義務をもって誠実に履行しなければならない。

(作業責任者及び作業員)

第12条 受注者は、委託業務の実施にあたり、作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は作業員を委託業務に従事させるときは、施設の安全管理のため、当該作業員の名簿を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、前2項について変更があったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(発注者の所有、占有に係る物の使用)

第13条 受注者は、委託業務を実施するにあたり、発注者の所有、又は占有に係る物を使用する場合には、書面により発注者の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定に基づいて、受注者が発注者の所有、又は占有に係る物を使用する場合には、受注者は、善良なる管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。
- 3 前項の場合において、発注者の責に帰すべき事由による場合を除くほか、発注者の所有に係る物に損害を及ぼした場合には、受注者はこれを賠償しなければならない。

(労働関係法規の遵守)

第14条 受注者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)などの労働関係法規を遵守し

なければならない。

- 2 受注者は、発注者が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、発注者は、受注者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。
- 3 受注者は、労働関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持等)

第15条 受注者は、委託業務の実施にあたり、受注者及び受注者の委託を受けた作業責任者及び作業員等を委託業務の実施場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させるものとする。

- 2 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第16条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(配送方法等)

第17条 受注者が、自動車を使用して物品等を配送又は運搬する場合は、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。）の使用及びエコドライブ（アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。）を実施しなければならない。

(業者調査への協力)

第18条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

- 2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(発注者の解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部、又は一部を解除できるものとし、このために受注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により契約期間内に委託業務を完了する見込みがないとき、又はその他契約条項に違反し、この契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な委託業務については、その許可等が取り消し、又は抹消されたとき。
- (3) 第9条の規定に基づく検査に不合格となり、発注者の再度の検査においても、不合格と

なったとき。

- 2 受注者は、この契約の履行にあたり、反社会的勢力との一切の関係を持ってはならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第20条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び次条において、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- (4) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

- 2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前2項の規定は、受注者は次の各号に該当するときに準用する。

- (1) 受注者がこの契約履行にあたり、反社会勢力と関係を持ったとき。
- (2) 契約締結後に受注者が反社会的勢力であることが判明したとき及び反社会的勢力が直接又は間接的に受注者を支配するに至ったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第21条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

第22条 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は契約を解除すること

ができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。
 - (2) 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（受注者に対してされたものに限る。））が確定したとき。
 - (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(賠償の予約)

- 第23条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、契約金額の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

- 第24条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は賠償金等の額に、遅延利息を加えた額を徴収する。
- 2 発注者が支払うべき代金が未払の場合にあっては、賠償金等及び代金支払日までに遅延利息がある場合は、その遅延利息を、発注者が支払うべき代金額から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額に不足があるときは、その不足額を、発注者は別途徴収する。

(受注者の解除権)

- 第25条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このために発注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。
- (1) 仕様書等の大幅な変更により、契約の目的を達成することができないとき。
 - (2) 発注者の責に帰すべき事由により契約を履行することができないとき。

(契約の費用)

- 第26条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(訴訟の提起)

第27条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(協議事項等)

第28条 この契約に定めなき事項及び本契約に関して疑義を生じたときは、病院機構の会計に関する規程に基くほか、関係法令に従い、発注者及び受注者が誠意をもって協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者と受注者とが両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 横浜市旭区中尾2丁目3番2号
地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立がんセンター
総長 古瀬 純司

受注者

別添

〔特記事項〕

(秘密等の保持)

第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(安全管理措置)

第3条 受注者は、この契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することがないように、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、前項の個人情報を従事者の自宅その他受注者の管理が及ばない場所に持ち出してはならない。

(従事者の監督)

第4条 受注者は、この契約による業務に従事するものに対し、神奈川県個人情報保護条例に規定する実施機関及び受注者の責務並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(事故発生時の対応)

第5条 受注者は、この契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報の漏えい等があった場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等があった場合には被害を最小限とするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(報告及び指示)

第6条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて必要があると認めるときは、受注者に報告を求めることができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

別表1 (単価表)

規 格	リットルあたり 収集・運搬単価 (税抜き)	リットルあたり 処分単価 (税抜き)	リットルあたり 合計単価 (税抜き)
プラスチック容器 (小) (20リットル)	円	—円	—円
プラスチック容器 (大) (45リットル)	円	—円	—円
ダンボール容器 (60リットル)	円	—円	—円

別表2（事業範囲（収集運搬業））

	積込み場所（排出事業場）	荷下ろし場所（最終目的地）			
所在地					
許可自治体 及び許可番号					
許可の有効期限					
事業の区分	産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物収集運搬業			
許可品目	産業廃棄物				
	産業廃棄物の種類	取扱いの有無	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
	燃え殻				
	汚泥				
	廃油				
	廃酸				
	廃アルカリ				
	廃プラスチック類				
	紙くず				
	木くず				
	繊維くず				
	動植物性残さ				
	動物系固形不要物				
	ゴムくず				
	金属くず				
	ガラスくず・ コンクリートくず・ 陶磁器くず				
	鉱さい				
	がれき類				
	動物のふん尿				
	動物の死体				
ばいじん					
政令第13号廃棄物					
	注) 積み下ろし場所で共通して許可を受けているものの欄に、○印を付した				
	特別管理産業廃棄物				
	特別管理産業廃棄物の種類	取扱いの有無			
	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）				
	廃酸（pH2.0以下のもの）				
	廃アルカリ（pH12.5以上のもの）				
	感染性産業廃棄物				
	廃水銀等				
	廃石綿等				
	金属等を含む特定有害産業廃棄物 （詳細は別添許可証のとおり。）				
	廃ポリ塩化ビフェニル等				
	廃ポリ塩化ビフェニル汚染物				
	廃ポリ塩化ビフェニル処理物				
	注) 積み下ろし場所で共通して許可を受けているものの欄に、○印を付した				

別表 3 (事業範囲 (処分業))

事業場の名称	
所在地	
許可自治体及び許可番号	
許可の有効期限	
事業の区分	
廃棄物の種類	
処分又は再生の方法	